

物 件 調 査 書

物件番号 1101

所在地		香川県高松市新田町字東原甲126番7							
住居表示									
現況地目		宅地				324.76 m ²		工作物	一式
及び面積等								立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	甲126番7							
	地目	宅地							
	数量	324.76m ²							
接面道路 の状況		南東側 舗装私道(位置指定道路) 幅員約 4.2 m (法第42条第1項第5号道路)							
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域内(非線引)							
		用途地域	第一種中高層住居専用地域						
		地域・地区	指定なし						
		建蔽率	60%						
		容積率	200%						
		高度制限	指定なし						
		防火指定	指定なし						
	その他	建築基準法第22条 都市再生特別措置法第108条 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条							
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
	道路後退	無	負担の内容						
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況			施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—			—		
	公営水道	接面道路配管	有				無		
	公共下水道	接面道路配管	有				無		
	都市ガス	接面道路配管	有				無		
交通機関	鉄道等 バス	J R 高徳線 屋島駅の 南西方 約0.7km 徒歩9分 ことでんバス 古高松小学校前バス停の 北西方 約0.3km 徒歩4分							
公共施設	高松市役所古高松出張所		古高松南小学校			古高松中学校			
参 考 事 項	別紙(次頁)を参照してください。								

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地の水道配管が南東側隣接地（126番1、126番2・法第42条第1項第5号道路）に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を閲覧してください。）

◎敷地は南東側接面私道より約0～0.2メートル高く、南西側隣接地より約0.2メートル高くなっています。

◎本地は、都市機能誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：高松市都市計画課）

◎本地は、宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：高松市建築指導課盛土規制係）

◎本地は以前、国の宿舎敷地でした。

◎南東側隣接地（126番1、126番2・法第42条第1項第5号道路）については、本地所有者が、上下水道・ガスパイプを敷設し、または道路として無償で使用する事の承諾を当該隣接地所有者から受けています。

◎工作物一式の内訳は、水道・下水（溜枳）・土留です。

◎敷地南東側のブロック塀基礎及び南西側のコンクリート擁壁については、売却対象の工作物です。

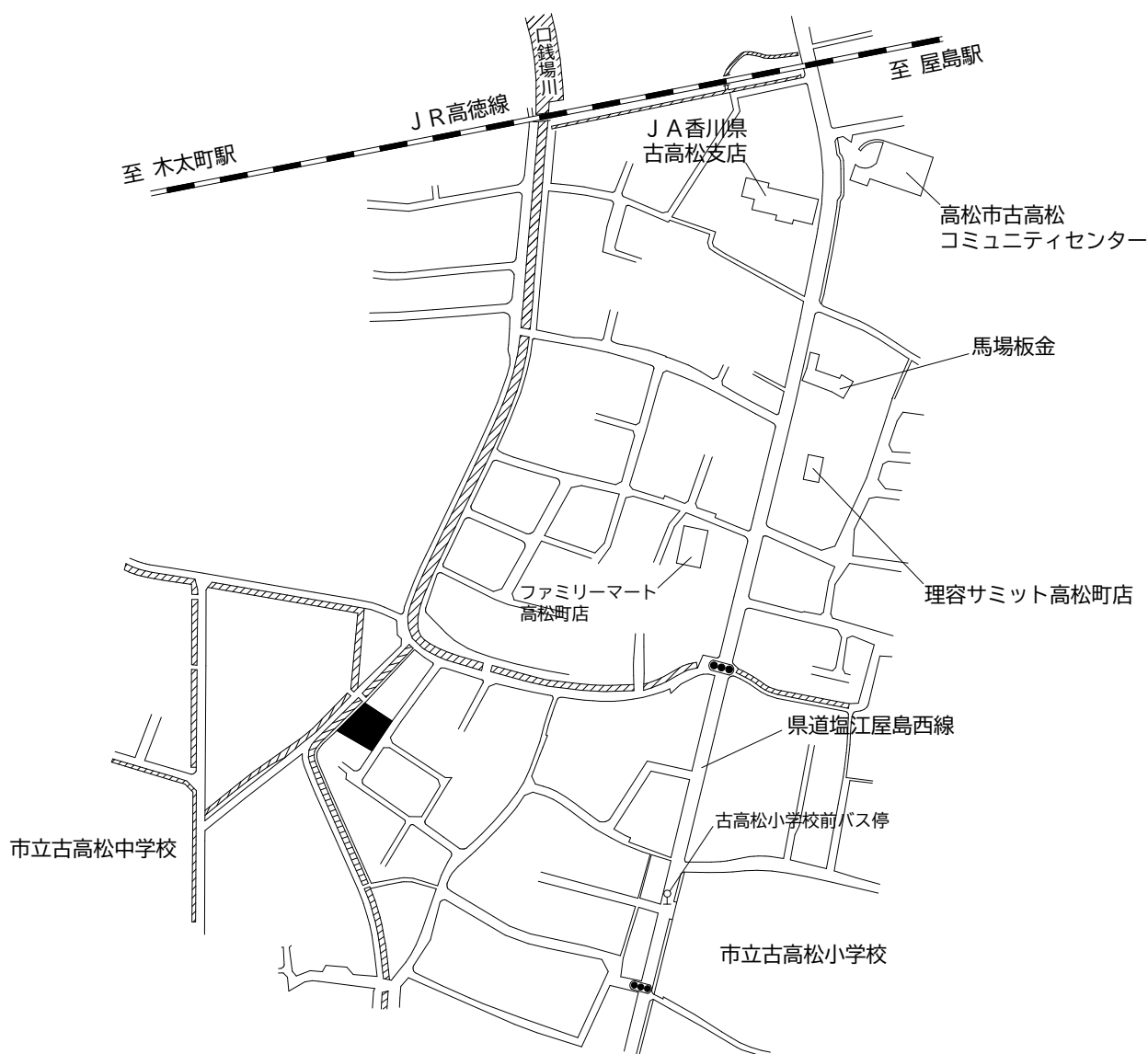
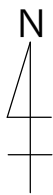
◎本地を含む周辺地域は、高松市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、高松市危機管理課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

案

内

図



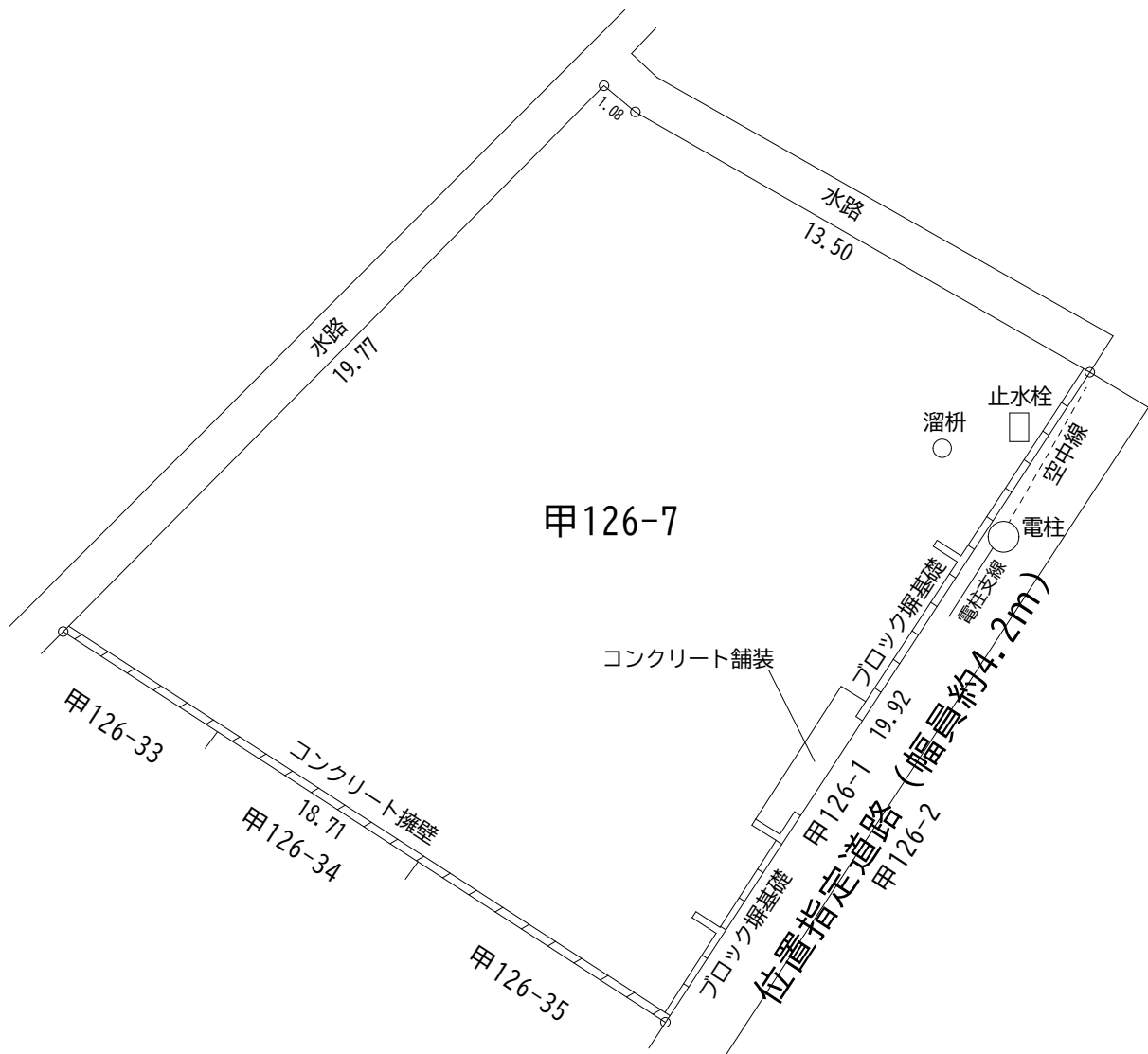
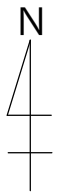
売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

明

細

図



単位：m

物件番号 1101

現 況 写 真

